

平成 27 年第 1 回大仙市議会定例会会議録第 3 号

平成 27 年 3 月 5 日（木曜日）

議 事 日 程 第 3 号

平成 27 年 3 月 5 日（木曜日）午前 10 時開議

第 1 一般質問

出席議員（27 人）

1 番 富岡喜芳	2 番 秩父博樹	3 番 細谷洋造
4 番 佐藤隆盛	5 番 後藤健	6 番 佐藤育男
7 番 石塚柏	8 番 藤田和久	9 番 佐藤文子
10 番 小山緑郎	11 番 茂木隆	13 番 古谷武美
14 番 武田隆	15 番 金谷道男	16 番 高橋幸晴
17 番 大野忠夫	18 番 小松栄治	19 番 渡邊秀俊
20 番 佐藤清吉	21 番 児玉裕一	22 番 高橋敏英
23 番 千葉健	24 番 大山利吉	25 番 本間輝男
26 番 鎌田正	27 番 橋本五郎	28 番 橋村誠

欠席議員（1 人）

12 番 佐藤芳雄

遅刻議員（0 人）

早退議員（0 人）

説明のため出席した者

市 長	栗林次美	副 市 長	久米正雄
副 市 長	老松博行	教 育 長	三浦憲一
代表監査委員	福原堅悦	総 務 部 長	佐藤芳彦
企 画 部 長	小松英昭	市 民 部 長	山谷勝志

健康福祉部長	小野地 淳 司	農林商工部長	佐々木 誠 治
建設部長	小 松 春 一	上下水道部長	岩 谷 友一郎
病院事務長	柴 田 敬 史	教育指導部長	小笠原 晃
生涯学習部長	滝 沢 清 寿	次長兼総務課長	伊 藤 義 之

議会事務局職員出席者

局 長	木 村 喜代美	次 長	伊 藤 雅 裕
副 主 幹	田 口 美和子	副 主 幹	富 樫 康 隆
主 査	佐 藤 和 人		

午前10時00分 開 議

○議長（橋村 誠） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

欠席の届出は、12番佐藤芳雄君であります。

○議長（橋村 誠） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（橋村 誠） 日程第1、本会議第2日に引き続き、一般質問を行います。

6番佐藤育男君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、6番。

【6番 佐藤育男議員 登壇】

○議長（橋村 誠） 1番の項目について質問を許します。

○6番（佐藤育男） おはようございます。大地の会の佐藤育男です。今日は高校受験の日であります。受験生たちは、それぞれの夢をかなえるための一つのステップとして受験に臨んでいると思います。今日まで頑張ってきた受験生たちに、今日の試験が無事に終わりますように、また、良い結果が出ますようにお祈りをしたいと思います。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

昨日も農業関係の質問がありまして、重なる部分もあると思いますが、私の視点から地方創生における農業振興の具体策について質問をさせていただきます。

最初に、農業振興における市独自の取り組みについてであります。

政府は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法案が成立をされました。

市長が施政方針演説の結びに、「個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの実情に応じた環境を整備」という、まち・ひと・しごと創生の基本理念の一つを述べられておりますが、その理念のもと、現在、花火産業構想が進められております。平成27年度においては、国の補正予算である地方創生先行型の活用による事業実施が予定をされております。

この花火産業構想については、観光のブランドとしては一級品である大曲の花火を核とし、産業振興と地域経済の活性化を目指し実施されるわけでありますので、その効果が花火関連産業や観光にとどまらず、あらゆる分野で、しかも大仙市全体に波及されることを期待をしております。

当市で地方創生と言えば、基幹産業である農業分野での産業振興が考えられます。国の農政改革の影響に加え、TPP交渉も未だ不透明な状況にあります。そんな中、コスト縮減や生産性の向上等を目的に、基盤整備や農地の集積等が行われ、一定要件を満たした大規模営農に対して助成制度や補助制度も多く、そのため組織化も急激に進んでおります。

集落営農や法人化による生産規模の拡大は進んでいる一方で、現有規模で稲作以外の品物を導入し、複合経営で農業経営を成り立たせようとする経営体もあります。そのような経営体においては、稲作に偏った農業経営を複合経営に転換し、米と野菜や花卉、畜産等の戦略作物と組み合わせた生産構造の確立を目指す意欲的な農家がほとんどであります。東部及び西部新規就農者研修施設の研修を終了した方々も、その一例であります。稲作と野菜や花卉、畜産の複合経営においては人手が多くかかるため、雇用の場の創出にもつながります。大規模農家への支援は不可欠であります。こういった複合経営体への支援も、今後さらに拡大をしていかなければならないと思っております。現在もいろんな助成制度がありますが、国や県の施策を追従する項目が多く、地域の実情に合った市の独自の助成制度が求められております。現在も市独自の施策はありますが、今後さらに拡大していくことが、この地域の農業振興につながることは言うまでもあり

ません。多種多様な経営体がある中で難しい面もあると思いますが、地域の実情に合った支援を期待をしています。

他地域のイチゴやお米に見られるように、その地域の代名詞となるような作物にまでつくり上げるような努力を、官民一体で進めていくことも考えられます。

そこで質問ですが、地方創生の施策のもと、当地域における農業振興の取り組みについて伺いをいたします。

2つ目といたしまして、地域資源の掘り起こしと経営体への支援体制についてであります。

特色ある地域資源の掘り起こしと、それを産業に結びつけ発展させることで地方創生につながります。まさに国の施策の地方創生そのものであります。その工程で大切なのは、特色ある地域資源の掘り起こしであります。市内各地にそれぞれが今まで積み上げてきた独自の資源が多くありますが、それを把握することは容易ではないと考えられます。

そこで、経営体への支援体制について、皆さんご承知であります中仙地域のトマト栽培のメガ団地について話をさせていただきます。

昨年、ビニールハウス104棟が建設されました。現時点では2つの農業生産法人で運営を行っておりますが、最終的には3つの農業生産法人でのトマト栽培を行う計画です。昨年は試験栽培として数棟のビニールハウスでトマト栽培を行っており、7月定植、そして8月からの収穫で、坪4千円から4,500円の収穫があったと聞きます。通常であれば8月時点で1年間の収穫期のうち7割の収穫を終えている時期で、それを考えると、年間目標の坪1万円の収穫も、もう見えているということでした。

収出荷施設建設は若干遅れておりますが、トマト栽培として個人経営での栽培の経験もあることから、概ね順調であると聞きます。

今後の課題としては、常時雇用する職員が数名いますので、通年雇用を考えた場合、冬期間の作物の栽培を模索しているようですが、暖房施設など解決しなければならない問題が多くあるようです。さらには、米と大豆の栽培も取り入れ、乾燥施設等のミニライスセンターの建設も考えており、ほかの農業生産法人と連携し、最終的には耕作面積を200ha規模の農業生産法人にと考えているようです。が、やはりそこにも多くの課題があるようです。このような農業生産法人は、他地域にもありますし、今後も基盤整備の進捗とあわせて組織される可能性は大いにあります。そんな農業生産法人の運営

を継続的にサポートしていただける県や市、そしてＪＡや有識者で構成するサポートチームがあってもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

また、市長は施政方針演説の中で、各地域の活性化などを着実に推進するための部門の設置について述べられておりますが、地域資源の掘り起こしも、その部門で対応できるのか、そして、どのような人材の配置になるのか、あわせて伺いをいたします。

３つ目に、農学部誘致についてですが、これは当地区選出の県議会議員渡部英治県議が県議会で一般質問した神岡地区にある大規模工業団地への農学部への誘致と同じ内容になるわけですが、市長のお考えをお伺いしたく、質問をさせていただきます。

まち・ひと・しごと創生の実施の中に、地方大学等の活性化という項目があります。その施策の概要に、「地方の若い世代が大学等の入学時と卒業時に東京圏へ流出している。その要因は、地方に魅力ある雇用が少ないことのほか、地域ニーズに対応した高等教育機関の機関が地方では十分とは言えないことが挙げられる。このことを踏まえ、地方大学や高等専門学校、専修学校等において、地域とのつながりを深め、地域産業を担う人材要請など地方課題の解決に貢献する取り組みを推進する必要がある。」とあります。

また、県議会においては、平成２６年の２月の第１回定例会と１２月の第２回定例会において、渡部英治県議が農学部誘致について一般質問をされております。１２月の第２回定例会での佐竹知事の答弁の内容を紹介させていただきますが、東京農業大学農学部では、カリキュラムに位置付けされた学外実習を春と夏の年２回、国内数箇所で開催している。大学が受け入れ市町村と協議をして決定をしており、条件さえ整えば本県においても実施の可能性はあるものとする。そのためには宿泊施設や農業体験の受入態勢を整えることが前提となる。大学の学外実習の受け入れは、交流人口の拡大や地域の活性化につながるとともに、いずれは学部そのものの誘致の可能性にもつながることから、県としても市町村の意向を十分把握するとともに、大学の条件や要望等に関する情報を提供し、積極的に調整を図るとともに、県内市町村における学外実習の実施に向けて取り組んでいく。一部省略をさせていただいた部分もありますが、このように答弁をされております。

当地域は、全国でも有数の穀倉地帯であり、林業分野では伐期を迎えた人工林の材積が全国一である当県において、当市にも豊富な人工林があります。豊かな自然も多くあります。また、当地域には国や県の機関である農業試験場や畜産試験場のほか、農業科

学館のような観光と研究施設が併設された施設や、最近では少なくなりました農業高校があります。このような施設との連携をするとともに、地域の農業法人や集落営農との連携、協働の取り組みや地域資源を活かした教育活動を進めることで、地域に誇りを持つ人材の育成が推進し、地域力の強化につながるものと考えております。さらには、交流人口の拡大による地域経済の活性化も期待をされます。

このように国の施策、それに対する県の方向性、そして当地域の環境を勘案すれば、農学部施設の誘致するには絶好の機会と考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（橋村 誠） 1 番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 佐藤育男議員の質問にお答え申し上げます。

質問の地方創生における農業振興の具体策についてであります。はじめに、農業振興における市独自の取り組みにつきましては、国の農政改革の影響に加え、T P P 交渉の行方も未だ不透明な状況にあります。そうした中であっても、これまで重点的に取り組んできた米に依存しすぎた農業経営を複合型に転換していくという方向性は、基本的に変わらないものであり、米は基軸としながらも野菜の戦略作物や畜産等を複合的に組み合わせたバランスのとれた生産構造を確立していくことが本市農業の進むべき道であると考えております。

また、生産性の向上や競争力の強化を図るためには、経営規模の拡大や法人化を一層進めていくことが不可欠であります。

平成 27 年度においては、産業としての農業の位置付けの向上や就農を目指す若手農業者の就業機会の拡大を図るため、社会保険への加入等労働条件の整備を要件に、通年農業を目指す農業法人が行う新たな雇用を支援する仕組みを市単独で実施してまいります。

これに加え、本市の農業は、規模拡大が難しい中山間地域を含め大小様々な農家の営農によって維持・形成されており、今後もできるだけ多くの方々が農業にかかわり、そこで暮らせるようにすることが大切であると考えております。

こうした観点のもと、平場地域においては大区画圃場整備で効率的な土地利用型農業としての稲作と連担化した大規模な大豆団地を育成し、農家所得の向上に努めてまいります。

一方、中山間地域においては、その地域ならではのこだわり米等での付加価値の追求や、そば、ブルーベリーの栽培支援に加え、水田の畑地化などにより、それぞれの地域の特色を活かした多様な取り組みを支援しております。

野菜、花卉、畜産の振興は、これまでどおり取り組んできた農業夢プラン事業等に、市独自の重点作物である枝豆、アスパラガス、そら豆の機械施設導入に対して補助率を高く支援するほか、研修施設修了生や農業元気賞受賞者の意欲ある若手農家に対する支援も強化しております。

また、園芸振興事業では、認定農業者以外の小規模経営者には、市単独の畑作園芸振興事業により支援しているほか、来年度からは花火産業構想の一環として、ダリアの特産化に向けた取り組みを行うこととしており、花卉農家の栽培品目の拡充支援をしております。

次に、指導する人材の配置と支援する体制についてであります。

市では、中仙地域清水地区において、秋田おばこ農業協同組合が事業主体の「園芸メガ団地整備事業」で栽培に取り組む法人に対して、県と協調しながら様々な支援をしているところであります。

本年度は、パイプハウス設置のハード面の支援はもとより、トマトの栽培特性や養液栽培システムの管理技術取得のための研修会への支援、さらには経営指導なども県、市、J A、三者によるプロジェクトチームを組織して総合的に行っているところであります。

法人においては、27年度から本格栽培に取り組むことから、加温設備のあるハウス5棟で苗づくりの準備を進めており、また、栽培技術の伝授、経営に向けた研修も予定されていることから、このプロジェクトチームに市場関係者等も加えた協議会を立ち上げて、さらに支援体制を強化していくこととしております。

なお、夏秋時のトマト栽培・収穫後においては、この施設を活用した冬期の野菜栽培を行い、通年農業、通年雇用のモデル的経営体となることを大いに期待しているところであります。

さて、ご提案の農業生産法人の運営等のサポートチームであります。大仙市においては現在、集落営農・法人化支援センターの専門指導員を中心に、経営、簿記記載等の指導支援を行っており、また、県の法人確保・育成事業を活用した支援にも取り組んでいます。

しかし、規模の大きい法人では、独自に税理士に委託したり、卸業者と直接取引など

安定した法人経営に取り組んでおりますが、中小の法人、あるいは個別経営体では難しい面がありますので、農業指導専門員を擁する県、そして実際に販売を担っているＪＡ、さらには税理、販路・資金面のエキスパートによる、名称はともかくとして、今後において議員から提案されたサポートチームの設置に向けて、関係機関・団体と協議してまいりたいと考えております。

次に、各地域の活性化などを着実に推進する部門につきましては、これまで培われてきた伝統・文化・祭事に加え、伝統野菜などの後世に残すべき資源をさらに磨き上げて、人口減少や高齢化に対応できる地域体制を構築するため、平成２７年度から各支所の中に専任職員を配置して、いわゆる地域資源の掘り起こしと特色を活かした活性化に取り組んでまいりたいと、こういうふうに思っています。

次に、農学部誘致についてであります。議員ご質問の東京農業大学は、国内最大の農業系大学であり、設立以来の実学主義の伝統に基づき、実習や演習に力を入れた教育方針をとっていることから、国内各地に農場や演習林を所有し、学生は実習体験が必須科目と伺っております。

昨年２月の県議会において、本市神岡地域に計画されている大規模工業団地への農学部の誘致を目指した学習施設の設置に関する質問がありましたが、知事からは、大学の規模からすれば相当程度の交流人口の拡大が期待できることから、まずは大学の意向を十分に確認し、その上で様々な可能性については検討してまいりたいとの答弁をされております。

市といたしましては、知事答弁に即して、大学の意向がどうなのかを確認することが大切だと思いますので、まずは県との連携を図ってまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○６番（佐藤育男） 再質問ではありませんが、農学部の誘致に関しては、今、市長がお答えしたとおりかと思えます。県外大学による調査、研究活動を誘致しますと、その成果を地域に還元することで地域の課題解決につながる部分もありますし、当地域の農業の底上げにもつながると思えます。

また、今、市長がおっしゃられたように、交流人口の増加による経済効果も計り知れ

ないものがあると思います。県の方では、平成２７年度において県外大学調査研究活動誘致事業という新規事業を立ち上げまして、そのような学生等に対して交通費や宿泊費等の補助の予算を上程をされております。どうか市長におかれましては、積極的に取り組みをしていただきますように、どうかよろしくお願いしたいと思います。

また、経営体への支援については、サポートチームの設置について協議をしていただくというようなご答弁をいただきまして本当にありがとうございます。

経営体の支援については、ハード面・ソフト面、ともに重要でありますので、財政的にも厳しい面はあると思いますが、地方創生の予算をフルに活用していただけるよう、地方版総合戦略策定に臨んでほしいと思います。

そして、市長におかれましては、大仙市農業株式会社の社長になった気持ちで、その会社の社員を守るべく、意欲的に取り組みをしていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（橋村 誠） これにて６番佐藤育男君の質問を終わります。

【６番 佐藤育男議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 次に、２１番児玉裕一君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、２１番。

【２１番 児玉裕一議員 登壇】

○議長（橋村 誠） はじめに、１番の項目について質問を許します。

○２１番（児玉裕一） だいせんの会の児玉と申します。

平成２７年も、早いもので２カ月が過ぎました。今年は、例年と違い、雪が少なく穏やかな日が続いております。この天候には市民の方々も大変喜んでいることと思います。そしてそれに加え、大曲工業高校の春の選抜甲子園への出場が決まったことは、大仙市民にとって大変喜ばしいことだと思います。是非一試合でも多く勝ち進んで、この大仙に嬉しいニュースを持ち込んでもらいたいものだと思います。

それでは、通告に従い、順次質問させていただきますので、市長はじめ当局のご答弁をよろしくお願いしたいと思います。

１つ目の農業問題についてですけれども、この件につきましては昨日の武田議員、そして先程の佐藤議員の質問とダブる場合があるかと思いますが、私は私なりの角度からの質問ですので、ご答弁よろしくお願いしたいと思います。

昨年は米価の大幅な下落と米の直接支払交付金の半減、大変な減額により農家は大きな打撃を受けました。大仙市全体では、これらのことにより、農家の収入が約４３億円ほど減ったという話を聞いております。農業所得向上対策の一つとして、複合経営はもちろんですけれども農業の６次産業化があるわけですが、大仙市はもちろん、国・県も強力に支援する姿勢を示しております。

しかしながら、国・県の補助を受ける場合の要件が厳しかったり、市の平成２７年度当初予算書を見ますと、関連する事業費が昨年度と比較して減額されているように思われます。実際の取り組みは決して十分でないように思います。

そこでお尋ねしますが、市では６次産業化についてどのような支援を考えているのか、お聞きしたいと思います。

また、先程申し上げたとおり、関連する事業費が昨年度よりも減額された意味と、その事業内容についてもお知らせ願いたいと思います。

次に、これも何回も出てきているわけですが、中仙地域の園芸メガ団地及び集出荷所施設についてをお伺いいたします。

平成２７年度からいよいよ本格的にトマトの作付けが始まりますが、それにあわせて整備を進めている集出荷所施設の工事は、いつ頃完成するのかをお知らせください。

○議長（橋村 誠） １番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 児玉裕一議員の質問にお答え申し上げます。

質問の６次産業化対策についてであります。本市は稲作に適した土壌条件、気象条件等により、県内でも特に良質米の生産地としてその地位を築いてまいりましたが、近年は米価の下落の影響もあり、米に依存しすぎた農業構造からの転換が大きな課題となっております。

この対策としまして、これまでに土地利用型作物の大豆振興や園芸、花卉、畜産などに力を入れておりますが、生産から加工・販売につながる６次産業化への取り組みも、あわせて支援しているところであります。

６次産業化における市独自の支援策としては、農家自らが生産した農産物を活用して加工・販売に取り組むための販促用資材や小型保冷施設などの購入に対する支援を行っており、６次産業化への足がかりとなる無理のない取り組みを中心的に支援しております。

また、国や県の支援を受ける大規模な機械施設の導入にあたっては、初期投資を抑え、その後の運営が順調に軌道に乗るよう、市でも国・県に協調して助成を行っております。

6次産業化は、全国的な大きな流れの中でその取り組みが奨励されておりますが、農家が実際これまでに余り取り組んだことのない加工・販売を、あわせて取り組むものがありますから、成功までには様々な困難があります。

取り組みにあたっては、国や県のアドバイスを受けて、販売ルートの確保やすぐれた加工技術を習得することが成功の条件であると考えておりますので、市といたしましても6次産業化の取り組みは今後も推進してまいります。十分に内容を検討した上で取り組んでいただくよう、農家に対してお願いしてまいりたいと考えております。

また、平成27年度においては、主に農業法人においてこれまで人材や生産量の面から一法人では取り組むことが難しかった品目や、加工・流通・販売について地域のつながりによる連携を促進する法人のネットワーク化に向け取り組んでまいりたいと考えております。

議員ご質問の平成27年度当初予算が前年度より減額になっているということにつきましては、これまでの取り組みの実績を勘案して予算計上したことに加え、本年度から取り組む「いぶり漬け用大根」の支援などは、他の事業に予算を計上して支援することとしておりますので、これまでに比べ取り組みが後退しているものではありません。今後も農家の声を聞きながら、適切な予算運用のもと、6次産業化に向けて取り組んでまいりたいと思います。

次に、園芸集出荷施設については、四ツ屋地区水木田地内において国庫補助事業によりJA秋田おばこが事業主体となり、事業費約18億4,000万円、交付金約8億5,000万円で、園芸作物一元集出荷施設として建設を計画し、平成26年度、市の当初予算にも計上しておりましたが、他地域の取り組みに比べポイントが少ないということで、国の事業が不採択となったものであります。その後、交付金の上限を3億円とした追加事業が募集されたことから、当初計画した施設を分割し、枝豆・野菜及び花卉の集出荷施設を事業費約6億8,000万円、交付金3億円で要望し、事業採択となっております。

また、国の補正予算において、もう一方のトマトの選果及び野菜の集出荷機能分を事業費約9億8,000万円、交付金約4億5,000万円で要望し、事業採択となったことから、追加事業と補正予算の合計では、事業費約16億6,000万円、交付金約

7億5,000万円で事業に着手したと伺っております。

なお、当初計画に比べ事業費が減額となっておりますが、追加事業の交付金に上限があったことに加え、県の審査において事業内容が精査され、事業費が圧縮されたことによるものでありますが、当初予定していた施設の機能は十分維持されているようであります。

施設の建設につきましては、「枝豆等野菜・花卉集出荷施設」は、平成27年4月に着工し、平成27年10月の完成予定であります。

また、「トマト選果・野菜集出荷施設」は、8月下旬に着工し、平成28年3月の完成予定と伺っております。当初の計画では、平成27年度の生産分から集荷する予定であった園芸メガ団地のトマトは、平成28年度からの取扱となる見込みであります。

なお、園芸メガ団地で生産される平成27年度のトマトについては、既存の集出荷施設による取り扱いとなりますが、栽培設備を順次設置する関係で、この施設は平成27年度はフル稼働ができない状況から、収穫のピーク時である8月下旬から9月下旬であっても現在の集出荷施設の能力の範囲内に収まる計画と伺っております。

また、出荷先については、園芸メガ団地の事業主体がJ A秋田おぼこであることから、全量をJ Aが取り扱う計画であり、市場のシェア確保による高値販売に結びつけるため、輸送コストはかかり増しになるものの、ほぼ全量を関東の市場に向けて出荷する予定と伺っております。

また、比較的単価の高い業務用の取引割合を当初計画の10%から20%まで引き上げ、生産者の所得向上を図る計画と伺っております。

一方、地元の消費者も新鮮なトマト購入ができるよう、地域の直売所での販売や秋田市場での納入等、消費者や市場動向を注視しながら、J A秋田おぼこや経営主体である農業法人に対して、地産地消に対する取り組みを働きかけてまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○21番（児玉裕一） メガ団地、そして集出荷所の件ですけれども、今、市長の答弁によりますと、枝豆・野菜・花卉の集出荷所でも今年の10月と言えば、今年のものには

ならないと思いますし、トマトのこの選果場も８月の下旬からかかりまして来年３月というが、今年の出荷には間に合わない、こういうふうな状況です。これは農協ともよく話しなければならない問題だと思いますけれども、作るに作って、後が困らないのかなど、そういうまず一般市民としてそういう懸念も持たれておりますので、そこら辺を何と、ＪＡとも話をしなければならないと思いますけれども、このあたりの問題点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋村 誠） 栗林市長。

○市長（栗林次美） 再質問にお答えいたします。

先程の繰り返しになると思いますが、トマトの選果・野菜集出荷施設が８月の下旬に着工し、平成２８年３月の完成予定という計画で進んでおります。この間、２７年度のトマトをどうするかという問題だと思いますが、この件については具体的には千畑を中心とした既存の農協の集出荷施設で扱える量であるそうです。なぜそういうことになるかといいますと、２７年度は、この施設がフル稼働できない、順序にこう施設整備をしていておりますので、フル稼働してないので、２７年度はそういう対応で間に合うと、こういうふうに農協では言っておりますので、そういうふうにご理解を願いたいなというふうに思います。

いずれ２８年度はフル生産になるわけでありますので、この時は集出荷施設が新しい集荷施設ができますので大丈夫という、そういう工程を組んでやっているということでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋村 誠） 再々質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○２１番（児玉裕一） 今の市長の発言は、農協とも話し合った上のことだと思いますが、２８年度からまだ全てのことが完成してできるわけですが、必ずしも作ったものが全部製品化なるとは考えられないわけです。そのやっぱりせっかく作ったその集出荷施設に、やっぱり何かケチャップでもジュースでも、それから枝豆・野菜・花卉センターもできるということですので、やっぱり急速冷凍とか、枝豆の取り扱いから、そういうような施設もやっぱり考えて補助していった方がいいのではないかと思いますけれども、そこら辺よろしく願いします。

○議長（橋村 誠） 栗林市長。

○市長（栗林次美） その辺のことはＪＡの方でも既に、かなり大規模な施設ですので、全部が規格に合ったというか、そういうものにはならないことは当然でありますので、そういうものを新鮮なものを加工に回すという考え方は、当然持っていらっしゃるようですので、そうした計画が具体化してくれば、当然我々も支援していかなきゃならないと思います。

最後に申し上げました、その道の駅とかいろいろな直売関係のところですが、せっかくここで作ったトマトですので、余り熟れすぎたものというのは遠くには出せないと思いますので、そうしたもの、いわゆる中央市場に乗れないものでいいもの、こういうものも是非我々の近くで販売できないか、食べられないかということについて今、具体的なお話を申し上げたところであります。

なお、全体の中でのその、やっぱりその出荷できないものの全体の加工の関係については、まずＪＡともよく協議をして、当然我々もそういうことは支援していかなきゃならないと思っていますので、これから協議を詰めてまいりたいと思います。

○議長（橋村 誠） 次に、２番の項目について質問を許します。

○２１番（児玉裕一） 次に、健康福祉問題についてお伺いいたします。

市長の施政方針演説の中でも述べられておりましたが、平成２７年度から若年層、３５歳から３９歳までの若者ですけども、この胃がん検診事業がいよいよスタートするわけではありますが、ここまでするにかなり時間がかかったわけですけども、その年代の方々が大仙市にどれくらいおるのか、また、検診対象者をどのように見込んでいるのかお知らせ願いたいと思います。

また、若者を対象としたその他の健康事業の受診率も、なかなか向上していないと聞いておりますが、市では受診率向上のためにどのような対策を考えているのかお知らせください。

２つ目に、放課後児童クラブについてであります。受入対象児童について平成２７年度から、これまでの１年生から３年生までを４年生から６年生までの児童が新たに加わることになったわけです。このことにより、今年度の申し込みがどの程度増えたのかお知らせ願いたいと思います。

加えて、児童数が増えることにより、受入施設に問題がなかったのかをお伺いしたいと思います。

○議長（橋村 誠） ２番の項目に対する答弁を求めます。老松副市長。

【老松副市長 登壇】

○副市長（老松博行） 質問の健康福祉問題についてお答え申し上げます。

はじめに、若年層の胃がん検診事業と受診率向上対策についてであります。秋田県胃がん検診実施要領に基づき、市におきましても40歳以上の市民を対象に集団検診で実施しております。

市のがん別死亡率では、胃がんが最も高く、胃がん検診の受診率の向上に向けて受診勧奨に努めてきたところでありますが、平成25年度の受診者は40歳以上の対象者数3万3,432人のうち5,162人が受診しており、受診率は15.4%となっております。

こうしたことから、若いときから胃がん予防意識の高揚と普及啓発を図りながら、検診による病気の早期発見・早期治療に努めるため、これまで40歳以上としていた対象年齢を、新年度からは35歳以上に拡大して実施いたします。

35歳から39歳までの人口は4,819人で、そのうち国保被保険者数は935人であり、その2割、約200人の受診者数を見込んでおります。

事業の周知等につきましては、市広報でのお知らせと対象者へ個別に通知を送付して受診の申し込みを受付いたします。

また、新年度では、日曜健診を6日間に拡充しており、胃がん検診も同時日程で実施することから、就業している方も受診しやすくなっていることを説明し、多くの方々が受診されるよう努めてまいります。

その他、市では国民健康保険加入者の人間ドックの助成対象年齢について、平成24年度からそれまでの40歳以上の要件を35歳以上に引き下げて若年層の受診に考慮した内容に改正いたしております。

受診率向上の取り組みにつきましては、20歳から39歳の女性を対象とした子宮頸がん・卵巣腫瘍検診を集団検診で実施しておりましたが、平成25年度からは医療機関での個別検診を加えて、身近な地域の医療機関で受診ができるようにしております。

また、30歳と35歳の血液検診につきましても、これまでの平日の特定健診に加え、日曜健診でも実施することで、より受診しやすい健診体制に努めております。

平成26年度から検診申込者で未受診者の方へ電話で受診勧奨をする「コール・リコール推進事業」を子宮頸がん・卵巣腫瘍検診において実施したところ、一定の効果が認められており、新年度におきましても継続して実施することとしております。

その他、死亡率の高い大腸がん検診につきましては、国の研究事業として大腸がん検診研究事業により実施しており、企業などにも参加を呼びかけをしており、受診率も向上いたしております。

今後とも、市広報やホームページを活用して事業の周知を行い、若いときから健康に対する意識の高揚と検診の習慣化を図ってまいりたいと考えております。

次に、放課後児童クラブ事業につきましては、現在、市内21カ所において720人の定員で実施しておりますが、ご質問の平成27年度から小学6年生まで拡大されたことによる来年度の利用申込状況につきましては、4年生以上の高学年が昨年度の51人から86人へ35人増加し、3年生までの低学年も49人増加したことから、全体で84人増の832人の申込者数となっております。

一方、放課後児童クラブの受け入れ体制につきましては、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とした「大仙市子ども・子育て支援事業計画」におきまして年次計画で希望者が全員利用できる環境を整えるものとしておりますが、27年度につきましては、利用者を770人に増やすものの、3年生までを優先した受け入れとなります。

平成27年度は神岡児童クラブの移転改築を計画しており、1年生から6年生までの子供が伸び伸びと過ごせるモデル的な施設と位置付けているほか、南街区に移転する大曲北幼稚園の園舎の再利用により、平成28年4月から、さらに定員を増やして受け入れする予定であります。

また、小学校の余裕教室を活用した児童クラブにつきましては、学校や教育委員会と連携しながら、現在9校で11クラブを開設しているところであります。子どもの下校時の安全性などから、学校を一番の拠点として、校舎内や学校敷地内に設置することが望ましいと考えておりますが、今後は余裕教室の活用というよりも、校地内で校舎の活用も含め、適切に管理できる施設の整備を進め、責任分担を明確にするとともに、指導員の資質の向上を図り、児童の健全な発達を支援できるようにしたいと考えております。

なお、現状の余裕教室の活用につきましては、市と教育委員会との間で、仮称であります「余裕教室等を活用した放課後児童クラブの整備に係る協定書」による児童クラブの責任区分の明確化を進めているところであり、既存施設の有効活用や施設の管理面及び運動できるスペースの確保などを総合的に検討しながら実施してまいります。

以上です。

【老松副市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○21番（児玉裕一） おおよその説明はわかったわけですが、その若年の健康診断、人間ドックもいよいよ若者が受け入れる状況になったわけですし、また、胃がん検診も今年度からなるというようなことですが、やはり我々大人もそうですが、なかなかその健診に行くという気持ちが沸いてこないというんですか、そういうような状況があると思いますので、今言ったとおり日曜日もっと増やすなり、それからやっぱり若者が検診、受診しやすいような状況をこの後つくっていただきたい、そのあたりもう一回再度お願いしたいと思います。

それから、放課後児童クラブですが、やっぱり4年生から6年生まで増えたことによって、これ今、児童数も減っているところもあると思いますが、逆に増えている地区もあるわけで、そういう状態が発してきたことだと思います。今、南街区に認定こども園もできるわけですし、その空き教室も使うというような話でありましたけれども、やっぱり若い世代、夫婦共稼ぎの家庭がどんどん増えておりまして、やっぱり若干でも夕方6時頃まで、やっぱり子供を預かっていただきたいと。クラブなんかに入っているのはまた別だと思いますけども、それ以外の方々でも、やっぱりその毎日クラブやっているわけではないと思いますので、そこら辺の問題を、この後どう捉えていくのか少し教えていただきたいと思います。

○議長（橋村 誠） 老松副市長。

○副市長（老松博行） 児玉議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、若年層の胃がん対策、健康診断の関係でありますけれども、やはりこれまで国においては40歳以上というようなそういう考え方を基本に進めてきているということが大きな前提としてあるわけですが、それはどうも私も調べたところ、放射線被爆による影響を若年のときからそういったことを国の方では考慮しながら今のところ、いろいろ研究されているようですけれども、40歳以上を対象にしているという基本的な考え方があるようですけれども、今申し上げましたように若いときからいろいろ健康に対する意識を高めていただく、それから、検診を習慣化していただくというためには、若いときからのそうした取り組みが必要であるということで今回踏み切らせていただ

いたところでありまして、24年度からは人間ドックにおきましてもそうしたことを取り入れさせていただいたところでありまして。国のそうしたいろんな方針を確認しながら、今後も若い、今申し上げたところに力を入れてまいりたいというふうに思っております。

それから、放課後児童クラブの関係であります。

ご指摘のとおり、今回申し込みを受けまして、残念ながら枠が足りないということでお断りしたケースがございます。先程申し上げましたように、子育て支援計画によりまして5年間、大仙市子ども・子育て支援事業計画におきまして順次解消していくというような考え方でおりますけれども、とりあえずは先程申し上げましたように学校の敷地内の専用施設、これが一番理想的だというふうな考え方を持っておりますけれども、その次に学校の施設、それから学校から離れた公共施設、そして最後は学校から離れた民間施設というような、こうした考え方で適切な施設がないかということで今後探してまいりたいと、調査してまいりたいというふうに考えておりますので、できるだけ待機の児童を少なくしてまいりたいというふうに考えております。子育て支援の中で最も大事な事業の一つだというふうに捉えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（橋村 誠） 再々質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○21番（児玉裕一） 検診の件は、まずこれ家庭からもやっぱり勧めるように我々も努力しなければならないなど、こう思っておりますし、これ、市だけのやっぱり受診さ来いってというようなことでもつながらないと思ひますので、そこら辺は我々も、この後やっぱり地元に戻ったら、そういうような勧め方をしてまいりたいと、こう思っております。

それで、今の放課後児童クラブの件について、教育長にひとつお願ひしたいわけですが、やっぱり今、学校の空き教室といつても、なかなかあるところとないところあるわけですし、今、切実な訴えが、やっぱり子供が勝手に帰ってこいば何か仕事早くやめねえどが、やめざるを得ないというような、そういうような保護者もおりますので、やっぱり是非そのあたり、今回まして何人かをお断りしたというようなケースだようですので、そのあたり何とか、教育委員会としても考えてほしいと思ひますので、これは振るつもりではなかったけども、今そういう待機児童がいるというようなことで、ひと

つお願いしたいと思います。

○議長（橋村 誠） 三浦教育長。

○教育長（三浦憲一） 今の状況につきましては、十分やはり検討しなきゃいけない状況になってきたなというふうに考えております。それで、子どもたち一人一人をこれからやっぱり大事に育てていかなきゃ時代ですので、本当にこう、学校自体も余裕教室が一杯あるのかどうか、その確認と、ただ今、少人数学習だとか放課後のいろんな活動がたくさんありますので、そういう意味で使われている学校現場もあるわけでありまして、そういうところをきっちり見極めて、使えるのかどうか、そこも検討していきたいと思っています。

それから、最近ちょっと全国的に心配なのは、小学生の校内暴力というのが増えてきております。それは、やっぱりいろいろのその親から離されているわけです、子どもたちはですね。したがって、今度は上級生と下級生が一緒になってやったりすると、いろんな今度は心配事も出てくると。そういう意味では、やっぱり指導体制も、責任体制もしっかりしていかなないと、やっぱり子どもたちにとっても不安な状況がたくさんあると、親からいつも離されていると、そういう状況もあるということで、いろんな総合的に考えて子どもたちをどう扱っていけばいいかということをしっかり検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（橋村 誠） 次に、3番の項目について質問を許します。

○21番（児玉裕一） それでは、3つ目の防災対策問題についてお伺いしたいと思います。

自主防災組織率については、市全体で、市長の施政方針の中で66%程度であるということでしたが、東日本大震災から間もなく4年を迎えようとしております。そういう中で、市では今後どのようにして、この組織率を向上させていくのかをお知らせください。

また、市長の施政方針の中で報告がありましたが、住宅用火災報知器の設置に対する補助金を継続するというようなことでありましたが、これも平成27年度の当初予算書の中では、これまでの事業が廃案事業となっておりますが、今後どのような形でこの補助を続けていくのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（橋村 誠） 3番の項目に対する答弁を求めます。久米副市長。

【久米副市長 登壇】

○副市長（久米正雄） 質問の防災対策問題について、お答えを申し上げます。

はじめに、自主防災組織率向上につきましては、全地域において設立に向けて鋭意対応をしているところでありまして、各地域においては支所長を先頭に地域の自治会を集めての説明会の実施や各自治会に出向くなど支所を挙げて取り組んだ結果、地域の組織率１００％を達成しているのは、既に達成の神岡、南外、仙北地域に新たに太田地域を加え４地域となっております。

なお、大仙市全体の組織率を大きく向上させる鍵となる大曲地域の取り組みについて、今年度は現在まで自治会、自主防災組織の役員会、総会等にあわせ、防災出前講座を大曲地域では２３回行いまして、組織の設立や防災意識の啓発に努めております。その結果、平成２７年２月末現在でございますが、大曲地域で１９団体の新規設立がありまして、４８．９％の組織率となっております。

しかし、自治会組織を構成する世帯の核家族化、単身世帯の増加による地域コミュニティの希薄化や会員の高齢化など、自治会によって様々な要因を抱えておりまして、１５１ある自治会のうち７６の自治会において設立ができていない状況であります。

市といたしましては、この後、その設立に向けまして、その対策として、平成２７年に入ってからには個々の自治体に対して今後の総会等開催にあわせ、自主防災組織の設立についての依頼文を送付するとともに、各自治会長宅への個別訪問による設立への働きかけを行いながら、各自治会の実情にあわせたオーダーメイドの対応を行うなど対策を強化しているところであります。

次に、住宅用火災警報器の設置補助について、お答えを申し上げます。

市では、建物火災による犠牲者の減少を目的に、平成２１年度及び平成２３年度に高齢者世帯や身体障害者手帳所持世帯等で、かつ非課税世帯に対して火災警報器を無償支給してまいりました。

さらに、平成２３年６月には、大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例によりまして、一般家庭の既存家屋に対して火災警報器の設置が義務付けられたことから、大仙市住宅用火災警報器設置助成事業実施要綱を定めて、高齢者世帯などへの無料支給や警報器購入費の半額を助成するなど、２５年度から２６年度までの２年間で設置率１０％増を目標に、集中的に実施及び啓発活動に取り組んできたところであります。

この結果、消防本部調査によりますと、平成２４年１１月時点での設置率６６．７％が２６年、昨年１１月末時点で７５％を超えるまでに至り、年度末までには初期の目

標を達成する見込みとなりました。

新築時には警報器設置が義務化されておりますが、加えて既存住宅改修時の設置を促進するため、新年度２７年度からは大仙市リフォーム支援事業の補助対象工事の一つに加えて、設置義務化の啓発を継続するものであります。

なお、補助額については、従来の補助対象工事である環境対策工事費と火災警報器設置経費の合計がリフォーム経費全体の２分の１以上であり、かつ２０万円以上である場合、リフォーム経費全体の１０％を補助するという内容で交付要綱の見直しを図ることとしております。

以上であります。

【久米副市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○２１番（児玉裕一） 自主防災組織率のことについてですけども、今、久米副市長が話したとおり、大変この旧大曲地内が５割程度だというような話でしたけども、この後、今いろいろ回ったり、いろいろ歩いているようですけども、これ答弁はいりませんけども、この後やっぱりこの旧町中、一番この大事な人口の多いところの防災組織率がやっぱり高くなければ駄目だと思いますので、是非この組織率を、一気にということはできませんと思いますけども、向上させるようお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（橋村 誠） これにて２１番児玉裕一君の質問を終わります。

【２１番 児玉裕一議員 降壇】

○議長（橋村 誠） この際、暫時休憩いたします。再開は１１時２０分といたします。

午前１１時０７分 休 憩

.....
午前１１時１９分 再 開

○議長（橋村 誠） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、９番佐藤文子さん。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、９番。

【 9 番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（橋村 誠） はじめに、1 番の項目について質問を許します。

○ 9 番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。私は 3 点に絞って質問をさせていただきます。

はじめに、国保の広域化と国保税引き下げについて、お尋ねいたします。

住民の負担能力をはるかに超える国保税が全国で大問題になっております。高すぎる国保税の要因は、国の予算削減を行ってきたことにあります。1984 年、今から 30 年前の国保改定で、それまで医療費の 45% だった国庫負担を医療費の 38.5% に削減したことを皮切りに、自民党政権は次々と国の責任を後退させ、市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合を 1980 年度、57.5% から 2012 年度には 22.8% まで減らしてきました。

第 2 の要因は、加入者の貧困化であります。1984 年の国庫負担削減を決めた時の国保加入世帯の平均所得は 179 万円、1990 年度には 240 万円まで一旦上がりますが、その後、不況の深刻化や非正規労働者の流入、年金生活者の増加で急速に所得は下がり、2014 年度には 141 万円まで落ち込んでおります。

これに対し、国保の 1 人当たりの保険料は、1984 年の 3 万 9 千円から 2012 年度には 9 万 1 千円まで引き上がったわけであります。加入者が貧困化する中での保険料の高騰は、当然の如く滞納者を激増させました。国保は財政難、国保税引き上げ、そして滞納、さらに財政難というこの悪循環から抜け出せなくなってきております。この事態に対し、歴代政権がとってきた政策は、ひたすら滞納者への制裁を強化するものであります。短期保険証、資格証明に始まり収納率向上の名で滞納者への差し押さえなど、強権的な制裁を強化してきております。しかし、国保の収入率は改善しておらないというのが実態です。負担が重すぎて払えないという根本原因を打開しない限り、幾ら滞納者を締め上げても、生活困窮や健康破壊に、むしろ追い打ちをかけるだけなのではないでしょうか。

未曾有の貧困が日本社会を覆う中、2000 年代以降、自公政権や民主党政権が進めてきたのは、国保の構造的矛盾は温存したままで保険者組織を寄せ集め、広域化、都道府県単位化でありました。最初に打ち出したのは小泉内閣で、国保の運営主体を都道府県単位に切り替えて、市町村独自の一般会計からの繰り入れをやめさせることを提唱しました。一般会計からの繰り入れがなくなれば、給付費の増大に応じて国保税は際限な

く引き上がることになり、広域化という住民から離れた組織運営のために滞納制裁や無慈悲な給付抑制がやりやすくなるという構想を打ち出したのであります。この構想を引き継いで具体化に着手したのが民主党政権でした。2010年に国保法を改定し、都道府県に広域化支援方針を策定させることになります。広域化支援方針策定にあたって厚労省が出した通達には、一般会計繰り入れによる赤字補填分を解消するために保険料の引き上げ、収納率の向上、医療費適正化策を行うことを明記したのであります。これこそが広域化の狙いであり、本質であるということを示していると思います。

このように政府の言う国保の広域化、都道府県単位化とは、住民の負担増、滞納制裁の強化、給付費抑制という旧来の改悪路線であり、都道府県を市町村の監視役にすることで一層強化するという構想にすぎません。当初、加入世帯の貧困化が進み、国保運営が市町村財政の重荷となる中、少なくない市町村当局からは、保険者が都道府県に代われば保険料の格差も解消し、市町村の負担が軽減されるのでは、などと歓迎、期待する向きもあったものでありますが、期待は完全に裏切られようとしております。

さて、2015年度、来年度からは政府が推進する国保の都道府県単位化の第1段階とも言えます保険財政共同安定化事業の改変が行われます。これまで1件30万円を超える高額レセプトを対象としていた保険財政共同安定化事業は、来年度からその対象が1件1円以上となります。すなわち、全ての医療費が保険財政共同安定化事業に移るわけであります。このことは、市町村国保に何をもたらすのでしょうか。まず考えられることは、現在国保税を低く抑えている市町村の国保税は値上げになると、値上げする方向に動くということであります。今は給付費が少なく、保険税を低く抑えている市町村が、ほかの給付費の多い市町村の犠牲になる形で保険料引き上げとなることが起こり得ます。この傾向は拠出金における被保険者割、所得割の比率を高めると一層顕著になり、医療費・給付費は相対的に低いけれども被保険者数の多い市町村、また、国保加入者の所得が県下のほかの地域よりも高い市町村などが重い拠出金を課せられ、国保税の引き上げを余儀なくされると予想されます。

2つ目には、給付費抑制と一般会計繰り入れ解消への圧力が一層強まるということです。医療費・給付費が周辺地域よりも高い市町村は、他の市町村に迷惑をかけないためとして、徹底した給付費削減を迫られることになります。一般会計の繰り入れを行って保険料を抑えている市町村は、その優遇ぶりが際立つようになって広域化推進勢力から自分のところだけ優遇措置をとるななどと激しく攻撃されるようになります。こうした

ことは、３０万円以下のレセプトでも財政共同安定化事業の対象とすることができると決められた２０１０年の国保法改定の折に先行実施した県がありました。埼玉、大阪などで行われたわけですが、そうした実践の中ではっきりと表れております。政府の言う都道府県単位化の本質が住民負担増の推進と市町村国保への監視、統制であることを示しているものであります。

さて、安倍政権は医療保険改革の一環として、国保を完全に都道府県単位化、広域化する国保制度の改定案をこの通常国会に提案しようとしております。３日に閣議決定が行われているようであります。我が党は、住民負担増や市町村への監視、統制を強める広域化を含む大改悪を許さず、国保への国庫負担を大幅に増やしてこそ、構造的矛盾の解決につながるということをこれからも言っていきたいと思っています。

そこで伺います。平成２４年第２回定例会で、私は国保の広域化に関する質問を行いました。それへの市長答弁は、将来的には国保の広域化は推進して行かなければならないと思っているという答弁でありました。現在でも、この思いは変わらないのか、その後の広域化を巡る動向をどのように見ておられるのか、ご所見を伺いたいと思います。

２つ目には、国保財政調整基金を活用して、是非とも国保税の引き下げを求めたいと思います。

米価の暴落、消費税の増税、年金の引き下げ、物価の上昇など、市民の暮らしは深刻になっております。こうした中で国保税の重税感が増すばかりであります。市では、国保財政安定化計画の国保税見直しにあたる２７年度、来年度においては引き上げは行わないと表明しておられます。しかし、国保加入者の所得の大幅な減少を考えると、今こそこの基金を使って引き下げをすべきだと考えるものであります。国保財政調整基金は２６年度末で３億８，０００万円ほどがあるようであります。２７年度の取り崩しと積み立てを考慮しましても、加入者１人当たり積立額１万３，５００円ほどあるわけがあります。こうしたことから、引き下げは十分可能と考えます。是非とも基金を使い、１世帯１万円の引き下げを求めるものですが、いかがでしょうか。

○議長（橋村 誠） １番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、国民健康保険、国保の広域化につきましては、本年１月に国の社会保障制度改革推進本部により決定された「医療保険制度改革骨子」では、平成３０年度から都

道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営について中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることとしております。

具体的には「都道府県は県内の統一的な国保の運営方針を定め、市町村ごとの分賦金決定及び標準税率等の設定、保険給付に要する費用の支払い、市町村事務の効率化・広域化等の促進を実施する。市町村は地域住民との身近な関係の中で、資格管理、保険給付、保険料率の設定、賦課徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うとしております。

分賦金の算定方法や都道府県と市町村の詳細な役割分担などは、まだ示されていないため、市国保及び被保険者への影響はまだはっきりしませんが、市町村国保は担税力の弱い自営業者の方や高齢者が多く加入しているため、医療水準が高く、所得水準は低いため、国保税負担が重くなる構造的な問題も抱えております。このことから、これまで市長会において給付の平等、負担の公平を図り、安定した持続可能な医療保険制度を構築するため、広域化や財政措置の拡充及び制度運営の改善について要望してきたところでありますが、今回の医療保険制度改革による都道府県化は、国保制度改善への一つの施策と捉えており、さらなる国・県の財政支援の拡充を求めながら推進していかなければならないものと考えております。

今後、秋田県全体の国保運営方針の策定など、県及び市町村との重要な協議が行われることとなりますが、県の責任のもと、安定した県民国保の実現に向け、早期に取り組むよう働きかけてまいりたいと思います。

次に、国保財政調整基金の取り崩しによる国保税の引き下げにつきましては、市では国保財政の安定化を図るため、国民健康保険運営安定化計画を策定し、国保事業の置かれている状況を踏まえながら、一般会計からの基準外繰入金を国保財政調整基金に積み立てし、被保険者の負担軽減を図るなど、必要な取り崩しを行い、国保財政収支の均衡を保ってきたところであります。

国保財政調整基金は、平成２７年度残高見込みで約３億円ですが、国保財政を安定的に運営していくためには、単年度での対応ではなく将来の医療費増加や課税所得の減少等への対応が重要であり、一定の額を保有していくことが必要不可欠であります。したがって、国保財政調整基金の取り崩しによる国保税の引き下げは行うことはできませんので、このことを理解していただきたいと思います。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○9番（佐藤文子） まず、これまで国保財政安定化計画の中で見直しを2年ごとに行うというふうな中であっても、加入者の所得が大変落ちていると。そしてまた、国保世帯の担税力は、もう限界にきているという観点から栗林市長は見直しの中での引き上げは行わないで、この数回ほど行ってまいりました。いわゆる国保税を住民の暮らし、そうした観点から、負担をもうこれ以上上げさせることはできないというそうした市長の思いやったこの気持ちの表れだったというふうに思います。広域化になりますと、いわゆる標準税率というふうなものを県が決めることになるわけですので、その決め方が、これまで市民の税率に対していろいろ配慮してきた、この市の負担増をさせないというふうな、そうした思いやりなどが通ずるような世界になるのかなというふうなことを思いますと、もともとは一般会計からの繰り入れをさせないというふうなこと。そうなれば、当然税金は上がるというふうな仕組みなわけですので、この広域化によって住民の暮らしや健康というふうなことが守られるものなのか、そういうふうなものなのかどうかということについては、市長はどのようにお考えなのか、広域化によって財政運営についてはそうせざるを得ないというふうな考えをされたようですけれども、いずれ広域化によって国保、住民の負担がさらに増えるというふうなことを考えますと、この広域化というふうなものは住民にとって、果たして暮らしを守り、健康を守るというふうなことにつながるものなのかどうかというあたりをどのように考えますか。その辺お願いします。

○議長（橋村 誠） 栗林市長。

○市長（栗林次美） 佐藤文子議員の再質問にお答えいたします。

私申し上げたいのは、まずこの、国保も医療保険の一つであります。その中でも一番やっぱり力のない、かつては一定の力があつたと思いますけれども、構造的な問題、やっぱり収入が比較的低い人と、それから高齢者が多いということで、医療費がやっぱりどうしても高くならざるを得ない。そして、集団とすれば収入が低い人が重い、こういう保険であります。私は将来は、この医療保険は、被用者保険も含めて、国民皆保険であれば一本化するというのが大前提ではないかなというふうに考えています。その一つの道筋に至る過程で、少なくとも国保、32年にできていますけれども、市町村単位

で小さくやる扶助組織から歴史を経てスタートをして、そういう時代の背景では、それでもまだよかったと思いますけれども、やはりこの時代はどんどん変わってきていますので、これだけ人が移動もするという時代になってきておれば、やっぱりこの医療保険の分野でも、より広域的にすべきではないかというふうに思っています。そういう思いから、この県民国保化については、市長会の中でもかなり強く発言をしてきたつもりであります。秋田県内では大仙市と横手市が音頭をとりまして、市町村国保担当者、そして県もこの中に入ってくださいまして、県民国保化に向けての準備、様々な問題整理のための研究会等も開かせていただいて、県に対しては、そこで様々な課題がもちろんあるわけですが、そういうものも含めて県に対して、より積極的なこのまとめをしてくださいという提言書を出しております。全国各県でもそういう動きがかなり具体化してきておりまして、京都をはじめ四国各県、その他の県でも真剣にこの国保の広域化、県民国保というものに対しての具体的な取り組み、そういうものがどんどん出てきております。残念ながら、その秋田県が非常に取り組みが遅くて、議員がご指摘しているようなこともあると思います。我々が言ってきたのは、県民国保をつくるということは、その県がどうのじゃなくて、県は県民としての国保をつくるという立場でありますので、その中には当然、一番現場、第一線を担っている市町村の意見、考えは、当然反映されなきゃならないものであります。そして、県も一定の責任でやはりそのお金を出すという、そういう構えがなければ県民国保という形はできないと思ってます。その辺のところは今、秋田県は非常に遅れておりますので、私はこれ、急がなければならないというふうに思っております。文子議員がいろいろ懸念されております様々な面、我々も十分検討会、いわゆる研究会の中でいろいろ心配している面もあります。そういう面をなくするためにも、やはり市町村と県がきっちりまとまって、この問題について取り組んでいくべき時代ではないかなということで取り組ませていただいておりますので、我々の、これは市長だけではなくて、国保をずっとやってきた担当者も含めて、この方向でいこうということで何回も確認してきているので、ひとつそういうご理解をお願いしたいと思います。今のこの国保財調の問題につきましては、あくまでも暫定的な形で一般会計からの繰り入れで凌いでいるという状況であります。今、国保税の負担感が非常に強くなってきていますので、何とか凌いでいきたいと思っていますので、その辺のところもご理解願いたいと思います。

○議長（橋村 誠） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 次に、２番の項目について質問を許します。

○９番（佐藤文子） ２番目に、し尿汲み取り料金の助成ができないかということについて、お尋ねいたします。

２月２３日の総務民生常任委員会の所管事務調査におきまして、し尿汲み取り料金改定が示されました。秋田県環境整備事業組合県南支部、大仙美郷業者会より、燃料費の高騰及び社会的経費の増大、また、下水道及び農業集落排水の普及拡大並びに人口減少に伴う仕事量の激減など、経済環境が厳しい状況となっていることから、料金改定の要望書が出されたというふうなことで改定に至ったようであります。１８０リットル当たり現行１，６４６円を１，９４０円、引き上げるというもののようです。

し尿汲み取り量は、下水道関連設備、浄化槽等により、加速度的に減少しているのは承知しております。水洗化していない人口は、２７年度は総人口の３７％、これが３１年度においては２５％に落ちるというふうな見通しを立てております。このようにし尿汲み取り量は大幅に減ることは間違いありません。今後、ますます汲み取り料金でもっての経営を維持・改善は困難と思えるものであります。そして、利用者負担をその分増やすというふうなことには、当然限界があるものだと思います。市としては、今後、中小企業の経営を守りながらも、利用者の負担を抑える立場で臨んでもらいたいものだというふうな点から、このような提案をさせてもらっているところであります。したがって、汲み取り料金の引き上げは認めざるを得ないものの、利用者には料金の一部助成を検討すべきときにもきているのではないかというふうに思います。

市では、住環境の向上、文化的生活の向上等目指して、水洗化に対しての各種助成を行い、住宅リフォームでの助成も行っているところであります。

しかし、水洗化がどんどん進んでも、住まいの事情や経済的事情、高齢化などにより、水洗化をできない、しない家庭は少なからず今後とも存在するものと思われます。こうした家庭に配慮した助成制度というふうなことを是非とも検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋村 誠） ２番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の、し尿汲み取り料金の助成についてお答え申し上げます。

今回のし尿汲み取り料金改定につきましては、２月５日に大仙市と美郷町の住民代表、

そして大仙市、美郷町、大仙美郷環境事業組合及び業界団体である秋田県環境整備事業協同組合県南支部大仙美郷業者会で構成される合同検討委員会を開催し、提出された要望書の内容について検討が行われております。

この結果、改定後の汲み取り料金は、１８０リットル当たり１，９４０円となり、１世帯３人家族のモデルケースでは、年間４，４１０円の負担増となりますが、公共下水道、農業集落排水や合併浄化槽の使用料等を同じ条件で試算した場合よりも、年間８千円以上低い水準となっていること、公共下水道の普及拡大や人口減少による業務量の減少、並びに経済情勢等を考慮した結果、要望内容は妥当であるとの結論に至っており、本年７月１日の改定予定となっております。

衛生的で快適な生活環境を守るため、市民の皆様に適正な汲み取り料金をご負担いただくことは必要であると考えておりますが、過度な負担とならないよう、今後も業界団体と定期的に協議の場を設けてまいりたいと思います。

議員ご提案のし尿汲み取り料金に対する低所得者や高齢者世帯への助成につきましては、この公共下水道料金など他の料金制度との公平性に問題が生じることから、現在のところは考えておりません。

なお、新料金であります、県内でも決して高い方ではないということをご理解いただきたいと思っております。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○９番（佐藤文子） 下水道の利用料、使用料、こういった料金との公平性の観点も出されましたけれども、いずれ水洗化されている方々に対しては、浄化槽の設置助成、こういったところで結構大きな助成がされております。水洗化されていない方々であっても、そうした経済的な事情等から、やりたくともやれない、そうした問題もあって、なかなか水洗化の進められないそうした家庭があることははっきりしていると思います。汲み取り料金がそうした下水道負担金、使用料等と比較して、ずっとまだ安いというふうなことはありますけれども、しかし、今回の値上げで、今、市長が答弁されたように、３人世帯での平均４，４００円程が１年間の値上がりであるというふうなことを考えますと、これはやっぱり介護保険料や後期高齢者保険料、また、物価高、消費税増税等の、

こうした負担増とあわせても、かなりの負担が増えるというふうなことははっきりすると思います。県内での組合等も含めて県内の料金と比べても中間位置に値するというふうな話もありましたけれども、今回の値上げによって、おそらく提出された資料を見ますと、今後とも改定はないというふうに表明されている市がほとんどでありまして、値上げを、改定を予定されている数は大変少なく、今回、大仙美郷がこうした料金改定を行ったことによって高い方から5番目くらいまで上がるというふうなことになると思います。是非ともそうしたこの水洗化をされていない、また、今後ともそうした気持ちがない皆さんに、今回の汲み取り料金値上げに対して値上げ分だけでも助成というふうなことができないものかどうか、もう一度お尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（橋村 誠） 栗林市長。

○市長（栗林次美） 先程も答弁申し上げましたが、公共料金などその他の様々な料金、市民に対して負担していただいている、そういうものとの関係で、この汲み取りの関係だけ対応していくということは、なかなかこの平等性から言って難しいというふうなことであります。

しかし、今、中では少し議論しておりますけれども、やはりこの汲み取りの関係については、できるだけいろんな促進策等を通じて、下水道へのつなぎ、合併浄化槽等、そうしたものに対して少し少なくしていただいておりますが、そうしますと、汲み取り業者の皆さんにとっては非常にこの効率の悪い部分が多く残っていくわけでありますので、こうした問題を含めまして、あるいは現在ではこのとおりにいきたいと思いますが、もう少し近い将来の中で福祉的な対応というものは考えていかなきゃならないのではないかと私個人としては思っていますが、まだ市としてもそういう考えがまとめきれておりませんし、あるいは、これをやる場合は、あるいは新しいことをやる場合は、業者組合が美郷町と一緒にしておりますので、美郷町さんともいろいろ話をしながら、仮に対応策を考える場合でも、そういう過程を踏まなきゃならないと思っていますので、まだ少し時間がかかるのではないかなと思っています。

○議長（橋村 誠） 再々質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○9番（佐藤文子） 今回初めてこの問題を取り上げましたけれども、いずれいろいろ住

民負担の伴う各種制度に対する、やっぱり市としてのこのサービス制度というふうなものの拡充の立場から、是非とも今後、この検討課題に入れていただきたいものだというふうなことを申し上げて、2番目の問題は終わります。

○議長（橋村 誠） 次に、3番の項目について質問を許します。

○9番（佐藤文子） 教育委員会制度の改革について質問いたします。

昨年6月に成立した改正地方教育行政法は、教育委員会制度は残した上で、市長任命の新教育長、首長の教育大綱制定権、首長と教育委員会との協議体である総合教育会議の3つの新しい仕組みが加えられ、市長の関与等を強めるものとなったわけであります。

しかし、教育委員会制度が残ったという意味は非常に大きく、教育委員会の根本原則は改正法律についての通知や国会審議の中で確認されております。根本原則とは、一つは教育委員会が最高意思決定機関であることには変わりがないこと、二つには、教育委員会制度発足の3つの根本方針であります地方分権、民意の反映、一般行政からの独立というこの3つの点は法改正後も変わりはないということであります。首長の関与を強める改正法律は、ともすれば教育委員会の独立性や自主性を奪う狙いも込められているだけに、これからの教育委員会活動は教育委員会の根本原則を守り守られるよう、一層の改革・活性が図られることを願うものであります。

この点で、我が党は昨年4月18日、教育委員会改悪反対アピールの中で、教育委員会改革の基本方向として具体的な改革、活性化のための提案をさせていただきました。第1には、教育委員の皆さんが保護者、子ども、教職員、住民の不満や要求をつかんで、自治体の教育施策をチェック・改善していく、第2には、会議の公開、教育委員の待遇改善や支援、教育への見識や専門性を持つ人物の確保など、教育委員会の役割が果たせる体制をつくること、第3に、政治的介入から教育の自由と自主性を守ること、第4に、憲法と子どもの権利条約の立場に立って行政を行うなどでありました。

そこで伺います。一つは、もとより大仙市教育委員会は、市内小・中全校の訪問や行政への提言など熱心で活発な活動をされていると伺っておりますが、この改正法律のもとで教育委員会のさらなる改革・活性化進めるというふうなことにつきまして、どのようにお考えになっているのか教えていただきたいと思います。

2つ目には、教育委員会が定例会や教育施設訪問、調査活動、各種行事への参加など、責任の重さはもとより、役割・任務も多く、活動範囲も大変広がっているわけですが、こうした現在の教育委員会の報酬を考えますと、是非とも引き上げるときではな

いかなというふうなことを思いまして提案させていただくものですが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（橋村 誠） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の教育委員会制度の改革について、お答え申し上げます。

はじめに、本制度改革の趣旨につきましては、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るためとなっております。

本市においては、これまでも重大事態に備えた体制の整備はもとより、各種施策に関する予算編成段階から協議するなど、日頃から市長、教育長、教育委員が共通理解のもと、適切に連携して教育行政に取り組んできており、現行の制度下においても改革の目指す方向性は十分に具現化されているものと認識しております。

教育委員会は、教育を受ける権利の保障を万全にするとともに、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要とされておりますが、本市の住民との協働によるまちづくりの方針を踏まえ、地域住民の意向のより一層の反映と、教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図っております。

特に学校教育においては、福祉、環境、防災、国際教育などの充実に社会的期待が高まる中、市の各部局、支所、関係機関などとの連携を、より強化して、各教科書等の学習に横断的・総合的に取り組み、子どもたちの将来の自立に向けた育成ができるよう手立てを講じております。

今後とも「交流と連携」をキーワードに、豊かな学習活動の展開及び地域の特色ある教育活動の推進を支援して、児童生徒の望ましい教育環境の維持・向上に努めてまいります。

あわせて、参議院文教科学委員会の制度改正の付帯決議にあるように、学校現場に民意を反映できるよう、本市で実践している学校支援地域本部事業などの取り組みを充実させ、保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図ってまいります。

新教育委員会制度においては、合議制であることの趣旨を十分に活かすとともに、市

長及び教育委員は、総合教育会議等において相互の役割・権限を尊重しつつ十分に協議を行い、調整を図って、地域住民に対する教育行政の責任を果たしていくべきと考えております。

次に、教育委員報酬の引き上げについてであります。

教育委員の役割、任務の多さや責任の重さから、報酬の引き上げが必要ではないかとのことでありますが、教育委員は「人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する」となっております。今回の制度改正の通知の留意事項でも、「委員は、教育に対する深い関心や熱意が求められるとともに、教育に関する高度な知見を有する者を含める」となっております。

本市の委員は、定例会・臨時会及び研修会等において教育施設等を検討の上、指導いただくとともに、全ての小・中学校や教育施設等を訪問するなど、現状把握に基づいて執行機関の一員として合議制のもと、教育活動の充実に努めていただいております。新制度下においても、これまで同様に本市の教育、文化、スポーツの振興を図っていただくこととなりますが、この委員の任命及び教育委員の職務権限等を勘案した場合、その報酬の多寡を問うこと自体がなじまないものと考えております。

なお、委員の数については、これまでも原則５名であり、条例に定めて６名以上とすることが可能となっておりますが、本市では既に保護者委員を含め、その職種や経験も多様な方々による６名の委員によって委員会を構成し、多様な民意を幅広く反映するという趣旨の実現を図っているところであります。

新制度で求められている、委員に多様な人材を登用したり、人材を増やしたり、研修の機会を設けるなど、委員会の活性化を促進することについては、本市では既に取り組まれているものと認識しております。

県内で６名の委員で構成する教育委員会は、本市と秋田県のみであること、現在、大仙市の教育委員の報酬額は、県内１３市の平均報酬額を上回っていることをつけ加えさせていただきますと思います。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） これにて９番佐藤文子さんの質問を終わります。

【９番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第４日を定刻に開議いたします。

大変ご苦勞様でした。

午後 ０時０７分 散 会